

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 自動車税種別割の収納の事務を委託した件 二五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二五
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件 二五
- 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件二件 二五
- 道路の区域を変更する件 二五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二六
- 福島県議会 二六
- 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 二六
- 福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例により条例の施行状況を公表する件 二六

告 示

福島県告示第三百二十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税種別割コンビニエンスストア収納代行業務
- 2 受託者の名称及び所在地

- 3 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一
山崎製パン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
株式会社ポブラ 福島県福島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号
収納事務委託年月日
令和六年四月一日
- 4 収納の事務を委託する期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

（税 務 課）

福島県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年五月二十一日から同年六月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県いわき市地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まづくり課）

福島県告示第三百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年五月二十一日から同年六月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和六年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第一九 松川第一	令和七年三月三十一日
伊達市	八幡第一 栗野第一	同
郡山市	青木葉 笹川第九 笹川第一〇 石筵第九	同
天栄村	大里第三〇 湯本第三一	同
白河市	九番町	同
塙町	片貝二 湯舟二	同
会津若松市	宮町	同
喜多方市	磐見第一三	同
湯川村	高瀬	同
会津美里町	螺良岡南	同

南会津町

中荒井第五 川島第一

同

いわき市

旅人J 下永井B 大平I

同

(農村計画課)

福島県告示第三百三十一号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、富岡町上岡村聯合耕地整理組合の臨時代理者として令和六年五月十三日次の者を指定した。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

臨時代理者の氏名及び住所

宮本 皓一 福島県双葉郡富岡町大字上手岡字下千里七四三番地

(農村計画課)

福島県告示第三百三十二号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、原釜耕地整理組合の臨時代理者として令和六年五月十四日次の者を指定した。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

臨時代理者の氏名及び住所

高玉 義則 福島県相馬市新沼字大森一一二

(農村計画課)

福島県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで令和六年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道玉川	岩瀬郡鏡石町大字成田	変更前	七・〇	四、七三八・五

鏡石線 字本町二二三番地先から 同 郡同 町中町一〇 七番地先まで	変更後	五一・〇	六・五〇 六一・〇	六、九六四・七
石川郡玉川村竜崎字神ノ前五番一地从から 岩瀬郡鏡石町中町一〇 七番地先まで				

(道路計画課)

公 告

公告第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和六年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

四時川沿岸土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

監事 油座 純生 いわき市山田町井上二七番地の五

(農村計画課)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第二十六号。以下「条例」という。）第三十二条の規定により令和五年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和六年五月二十一日

福島県議会議長 西山 尚 利

- 1 公文書の開示請求の件数 7件
- 2 公文書の開示の決定等の状況
 - (1) 決定等の状況

区 分	件 数		(単位 件)
	開 示	不 開 示	
開 示	全 部	5	1
	一 部	1	
不 開 示	計	6	0
	うち 公文書の存在	0	
請 求 の 取 下 げ		1	
知 下		0	
合 計		7	

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合計
第1号 (法令秘密情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	1	0	1
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	1	0	1
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関			

する情報)		0	0	0
合 計		2	0	2

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 審査請求に対する裁決等の状況
行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決					取下げ 審理中
	前年度からの 繰 越 件 数	当 該 年 度 中 に あ っ た 新 規 件 数	知 下	棄 却	認 容	
	0	0	0	0	0	0
					一 部 認 容	小 計
					0	0
					0	0

(総 務 課)

公告第二号

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年福島県条例第八十四号。以下「条例」という。）第五十九条の規定により令和五年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和六年五月二十一日

福島県議会議長 西山尚和

1 保有個人情報に係る開示請求

- (1) 開示請求の件数 0件
- (2) 保有個人情報の開示決定等の状況
ア 決定等の状況

(単位 件)

区 分	件 数
全 部 開 示	0
一 部 開 示	0

示 小 計	計
不 開 示	0
うち 個人 情報 の 不 存 在	0
請 求 の 取 下 げ	0
知 下	0
合 計	0

注 「請求」とは、条例第18条の規定による保有個人情報の開示の請求をいう。

イ 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第20条に規定する不開示情報の区分	一 部 開 示	不 開 示	合 計
第1号（請求者の生命等侵害情報）	0	0	0
第2号（第三者の権利侵害情報）	0	0	0
第3号（事業情報）	0	0	0
第4号（犯罪捜査等情報）	0	0	0
第5号（審議、検討等情報）	0	0	0
第6号（事業執行過程情報）	0	0	0
合 計	0	0	0

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。

2 保有個人情報に係る訂正請求

- (1) 訂正請求の件数 0件
- (2) 保有個人情報の訂正決定等の状況

							(単位 件)	
訂正決定	一部訂正決定	訂正不可	請求の取下	却下	合計			
0	0	0	0	0	0			0

注 「請求」とは、条例第31条の規定による保有個人情報の訂正の請求をいう。

3 保有個人情報に係る利用停止請求

- (1) 利用停止請求の件数
0件
- (2) 保有個人情報の利用停止決定等の状況

							(単位 件)	
利用停止決定	一部利用停止決定	利用停止不可	請求の取下	却下	合計			
0	0	0	0	0	0			0

注 「請求」とは、条例第38条の規定による保有個人情報の利用停止の請求をいう。

4 審査請求に対する裁決等の状況

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

							(単位 件)	
審査請求	裁決	決				取下げ	審理中	
		棄却	認容	一部認容	小計			
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計		
0	0	0	0	0	0	0		0

(総務課)